

(4) (3)の計画に基づく看護職員等の処遇の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。

二 外来・在宅ベースアップ評価料(I)の施設基準

- (1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
- (2) 主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。この号において「対象職員」という。）が勤務していること。

(3) 対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。

三 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の施設基準

- (1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
- (2) 主として歯科医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。この号において「対象職員」という。）が勤務していること。

(3) 対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。

四 外来・在宅ベースアップ評価料(II)の施設基準